

尼崎社会保障推進協議会 街頭宣伝

今こそ医療・社会保障充実へ! 75歳以上負担倍増ストップを

協会が加盟する尼崎社保協は、2月20日に阪神尼崎駅南口バス停前で街頭宣伝を行い、75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願署名への協力を訴えた。

街頭の市民からは、「これ以上の負担増になれば高齢者の生存権が脅かされる」、「医療機関を受診したくても躊躇してしまう」などの生活に対する不安の声が寄せられた。



街頭で署名を訴える社保協メンバー

お手元に「ストップ! 患者増」署名が残っている先生は今すぐ協会までご返信をお願いします
返信用封筒のご注文、お問い合わせはTEL 078-393-1807まで

〈お知らせ〉

※4月1日から物品等の価格は『総額表示』が必要です

消費者が値札等で「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かる総額表示について、課税事業者への特例期間が3月末で終了し4月1日から義務化されます。

院内で取り扱う自費の商品、診断書、選定療養（差額ベッド、金属床総義歯等）、インフルエンザワクチン等の値札、陳列棚、チラシ、ホームページ、電子メール等の媒体を利用した広告、ポスターなど、価格表示を行っているあらゆる表示について義務化されます。例えば、税抜価格9,800円の商品では、値札等に消費税(10%)相当額を含めた「10,780円」を表示することがポイントになります。

2021年3月31日までは
有効な価格表示の例
〔税込10,780円(税率10%)の場合〕
9,800円+税
9,800円(税抜)

◎ 2021年4月1日以降義務化された
総額表示の例
〔税込10,780円(税率10%)の場合〕
10,780円
10,780円(税込)
10,780円(税抜価格9,800円)等

兵庫県保険医協会

尼崎支部ニュース

416号

2021年3月25日付

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31
神戸フコク生命海岸通ビル5階 兵庫県保険医協会 尼崎支部
TEL078-393-1801 FAX078-393-1802

すべての難病患者を医療費助成の対象に

尼崎市本会議で請願採択



(写真) 尼崎市議会での採択に賛成した会派の議員。左から広瀬若菜(共産)、徳田稔(共産)、真鍋修司(公明)、眞田泰秀(公明)、東浦小夜子(公明)、酒井一(緑のかけはし)、蛭子秀一(公明)、山崎憲一(緑のかけはし)、都築徳昭(緑のかけはし)各議員

協会尼崎支部が、尼崎市議会に対して提出していた「指定難病医療費助成制度で『軽症』とされた難病患者を助成対象に戻すため国への意見書提出を求める」請願が、2021年3月4日に本会議で採択された。尼崎支部では2019年11月から議会各会派へ要請を行い、2020年2月議会に請願を提出していたが、健康福祉委員会で「会派では十分な討議ができていない」、「コロナ禍で国のワーキンググループの議論がストップしている状況なので、今はタイミングが良くない」などの意見が出され継続審議が続いていた。しかしその後も議会開催の度に各会派へ粘り強く要請を行い、国への意見書提出を訴え続けてきた結果、本会議では公明党、日本共産党、緑のかけはしが賛成して賛成・反対が同数となり議長採決で採択され、意見書(2面に全文)が国に提出された。

国の難病助成制度は、2015年1月より、新たに「重症度基準」が導入されたため、難病認定

(2面につづく)

(1面のつづき)

患者であってもこの基準で「軽症」と認定されると医療費助成の対象外とされるよう改悪された。2017年末の経過措置終了により、助成を受けられなくなった患者は全国で約14.6万人に上る(2018年10月1日時点)など多くの難病患者に影響が及んでいる。

協会は保団連の提起を受け、「軽症」者を含めたすべての難病患者が費用などの心配なく早期受診できるよう、兵庫県・各市町に対し、重症度基準の撤廃を求める意見書を国に提出すること等を求める請願の取り組みを開始し、地域医療部会や各支部での討議を経て、尼崎市議会を含めこれまでに10支部で採択・趣旨採択となった。

指定難病医療費助成制度の拡充に関する意見書

平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が成立し、平成27年1月から新たな指定難病医療費助成制度が施行されました。これにより重症度基準による選別が行われるようになり、難病と認定された患者であっても、この重症度基準によって軽症と認定されると医療費助成の対象外とされるようになりました。

平成29年12月31日の経過措置終了に伴い、難病医療費助成を受けられなくなった不認定患者等は全国で約14万6,000人(不認定8万5,500人・申請なし6万500人、経過措置適用者の5人に1人)に上っており、その影響についてマスコミでも大きく報道されました。

また、厚生労働省の難病患者の総合的支援体制に関する研究班が行った調査によれば、経過措置終了の前後で、不認定患者等の通院頻度(半年間の平均回数)が5.36回から3.57回へ大幅に減少していたことが明らかとなりました。患者団体からは、受診抑制による重症化を心配する声も上がっています。さらに、軽症者が対象外になると、国は軽症者の数や病状等の情報を入手できなくなるとの専門家の指摘があり、難病の実態を把握し、原因究明や治療法の早期開発につなげるという制度目的も果たされなくなります。

全ての疾病は早期発見・早期治療が重要ですが、特に難病は一旦重症化すると回復が著しく困難となる上、合併症の発症リスクや発がんリスクが高い等の特性を持つ場合もあり、早期の段階から定期的な受診によるフォローを行うことが必須です。軽症者を医療費助成の対象外とすれば、難病の重症化が進む危険性が非常に高くなります。

難病法は施行後5年以内をめどに見直しに向けた検討を行うこととされており、現在、厚生労働省の難病対策委員会やワーキンググループにおいて議論がなされていますが、患者団体等からの廃止の求めにもかかわらず、重症度基準の仕組みは維持される方向が示されています。

よって、政府におかれては、今後、全ての指定難病患者が費用等の心配なく早期受診できるよう、指定難病患者医療費助成制度について、重症度基準による選別をやめ、軽症者を含めた全ての指定難病患者を同助成の対象とするよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月4日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

尼崎社会保障推進協議会が介護保険について尼崎市と懇談

市民が安心して利用できる介護保険制度を



尼崎社保協事務局(写真左側・手前)と尼崎市関係部局(写真奥・右側)

協会尼崎支部が加盟している「尼崎社会保障推進協議会(会長・綿谷茂樹協会尼崎支部長。以下尼崎社保協)」は2月24日、介護保険制度について尼崎市と懇談を行った。

尼崎社保協は、昨年12月に稻村市長に対して「2020年社会保障施策等についての要望書とご回答のお願い」を提出し、あわせて懇談を要望していたもの。要望書は、国民健康保険、介護保険、生活保護、子育て支援、障害者施策等にわたっているが、今回は介護保険にしぼって行った。

尼崎社保協からは保険医協会尼崎支部や尼崎医療生活協同組合など、尼崎市からは城間努健康福祉局企画管理課長らが出席した。

尼崎社保協からは、介護保険制度発足から20年間が経過したが介護保険料の大幅な引き上げ、利用料の2~3割の導入などの利用者負担増が繰り返される中で、「保険あって介護なし」の事態が一層広がっている現状を訴えて、市民が安心して介護保険制度を利用できるようにする施策を求めた。

尼崎市は、社保協からの「4月からの介護保険制度において利用抑制や利用者負担増となる改悪を行わないよう国に求めてほしい」との要望に対して「見直しを国に求める考えはない」、「介護サービス利用者の負担を軽減するため、自治体独自の利用料減免制度をつくってほしい」との要望に対しては「独自の軽減措置を行うことは考えていない」と回答した。

交渉の中で、市内の2,000人を超える保険料滞納者のうち、最も所得が低い第1段階の区分の市民が約半数を占めることが明らかになった。介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じたペナルティが課せられるため、利用を制限せざるを得ない状況がおきることへの危惧も示され、市として実態の把握と必要な政策を求めた。

尼崎社保協では、必要な介護が保障される制度に向けて引き続き運動を強めていくことにしている。